

## 4. 求人への応募について

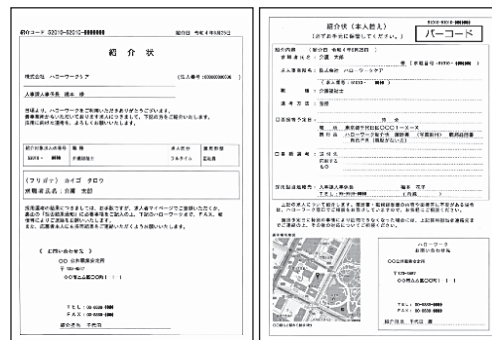
ハローワークの求人に応募するには、次のような応募方法があります。

なお、ハローワークの求人に自分から直接応募する場合や求職者マイページを活用したオンライン自主応募は「ハローワークの紹介」とはなりませんので、ご注意ください。

### 職業相談窓口での職業紹介

応募したい求人が見つかりましたら、職業相談窓口で求人事業所に連絡し、「紹介状」をお渡しします。紹介状は応募書類と一緒に事業所の担当者に提出してください。（「本人控え」は選考結果が出るまで大切に保管してください。）

※ 事業所が求人者マイページを開設している場合、「紹介状」を発行した時点で、応募者氏名等が求人者マイページに通知されます。



### オンラインハローワーク紹介

求職者マイページを開設している場合、求職者マイページを通じてハローワークから職業紹介（オンラインハローワーク紹介）を受けることができます。

オンラインハローワーク紹介では、ハローワークの職業相談で希望条件等の求職内容を確認している方に、求人との適合性を判断した上で、オンライン上で職業紹介を行うものです。

求職者マイページでハローワークから送付されたオンラインハローワーク紹介対象求人を確認し、応募を希望する場合は、志望動機などを入力して応募します。

オンラインハローワーク紹介の詳細は、職業相談窓口やこちらでご確認ください  
[https://www.hellowork.mhlw.go.jp/member/mem\\_service04.html](https://www.hellowork.mhlw.go.jp/member/mem_service04.html)



### オンライン自主応募

求職者マイページを開設している場合、オンライン自主応募可としている求人から求職者マイページから直接応募することができます。

オンライン自主応募の詳細はこちらでご確認ください

[https://www.hellowork.mhlw.go.jp/member/mem\\_service03.html](https://www.hellowork.mhlw.go.jp/member/mem_service03.html)



### 【ここに注意】オンライン自主応募は「ハローワーク紹介」ではありません！！

- ※ オンライン自主応募は、雇用保険の再就職手当等の支給要件にある「ハローワーク等の紹介」には該当しません。
- ※ オンライン自主応募した場合に生じるトラブルについては、応募者本人と事業所でお対応いただくこととなります。
- ※ オンライン自主応募した場合、(事業主に支給される) トライアル雇用助成金等、「ハローワーク等の紹介」を要件とする助成金の対象者とはなりません。